

令和2年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和2年度6月補正予算等関係)

警察本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】 (一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3～4

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)	警務課	5～6
議案第15号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	交通指導課	7

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	令和元年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	会計課	8
報告第3号	令和元年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	会計課	9
報告第10号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月18日専決)	警務課	10
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月18日専決)	監察課	11
	(4) 損害賠償に係る和解について(令和2年5月18日専決)	監察課	12

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	17,015,392	13,150	17,028,542	13,150				
合計	17,015,392	13,150	17,028,542	13,150				

説明

- （新）留置施設における感染予防対策事業 13,150千円
 警察署の留置施設における新型コロナウイルス感染症の感染クラスター発生未然防止のための対策実施経費

令和 2 年度一般会計補正予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

会計課（内線：8502）

1 目 一般警察活動費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
（新）留置施設 における感染 予防対策事業	0	13,150	13,150	13,150				
トータルコスト	0	13,937	13,937	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	連絡調整、契約				
工程表の政策目標 （指標）	—							
<p>【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】</p> <p>事業内容の説明</p> <p>1 事業概要</p> <p>警察署の留置施設における新型コロナウイルス感染症の感染クラスター発生を未然に予防するための対策を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>留置施設は、構造的に感染リスクが高く、感染クラスターが発生しやすい環境であり、感染者が出ると警察署の留置場の閉鎖を余儀なくされ、警察業務だけでなく、裁判等の刑事司法手続き全般の遅延等に繋がるなど、影響は広範囲に及ぶことから、感染クラスターの発生を未然防止するための透明アクリル板等の設置やパルスオキシメーター（※）を購入するものである。</p> <p>※ パルスオキシメーター・・・指先等に装着することで血液中の酸素濃度を測ることができる医療機器。呼吸器不全や肺炎の早期発見等に有効であり、計測結果はPCR検査等の実施判断に資するものと考えられる。</p> <p>3 所要経費</p> <p style="margin-left: 20px;">13,150千円</p> <p style="margin-left: 40px;">留置施設の改修 13,000千円</p> <p style="margin-left: 40px;">パルスオキシメーターの購入 150千円</p>								

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位：千円）

款 項 目 節	9 款 警察費								
	補正前	補正額	補正後	うち警察本部					
				補正前	補正額	補正後	2 項 警察活動費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	189,717		189,717	189,717		189,717	324		324
2 給 料	5,601,979		5,601,979	5,601,979		5,601,979			
3 職員手当等	5,063,977		5,063,977	5,063,977		5,063,977			
時間外手当	1,195,119		1,195,119	1,195,119		1,195,119			
特殊勤務手当	86,565		86,565	86,565		86,565			
退職手当	791,127		791,127	791,127		791,127			
その他の手当	2,843,530		2,843,530	2,843,530		2,843,530			
児童手当	147,636		147,636	147,636		147,636			
4 共 済 費	1,894,496		1,894,496	1,894,496		1,894,496			
職員に係るもの	1,861,665		1,861,665	1,861,665		1,861,665			
賃金に係るもの	32,831		32,831	32,831		32,831			
5 災 害 補 償 費	11,185		11,185	11,185		11,185			
6 恩給及び退職年金	19,620		19,620	19,620		19,620			
7 報 償 費	58,156		58,156	58,156		58,156	12,915		12,915
8 旅 費	103,214		103,214	103,214		103,214	52,454		52,454
費用弁償	7,655		7,655	7,655		7,655	65		65
普通旅費	90,246		90,246	90,246		90,246	48,294		48,294
特別旅費	5,313		5,313	5,313		5,313	4,095		4,095
9 交 際 費	350		350	350		350			
10 需 用 費	691,885	150	692,035	691,885	150	692,035	343,471	150	343,621
11 役 務 費	343,636		343,636	343,636		343,636	272,397		272,397
12 委 託 料	731,123		731,123	731,123		731,123	273,748		273,748
13 使用料及び賃借料	808,816		808,816	808,816		808,816	315,438		315,438
14 工 事 請 負 費	1,221,359	13,000	1,234,359	1,221,359	13,000	1,234,359	904,063	13,000	917,063
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	237,128		237,128	237,128		237,128	232,642		232,642
18 負担金、補助及び交付金	29,416		29,416	29,416		29,416	14,719		14,719
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	44		44	44		44			
22 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15	15		15
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費	9,276		9,276	9,276		9,276			
27 繰 出 金									
子 備 費									
計	17,015,392	13,150	17,028,542	17,015,392	13,150	17,028,542	2,422,186	13,150	2,435,336
財 源 内 訳									
国庫支出金	361,752	13,150	374,902	361,752	13,150	374,902	337,164	13,150	350,314
起 債	706,000		706,000	706,000		706,000	356,000		356,000
そ の 他	811,922		811,922	811,922		811,922	37,702		37,702
一 般 財 源	15,135,718		15,135,718	15,135,718		15,135,718	1,691,320		1,691,320

(単位：千円)

款 項 目	警察本部合計					
	1目 一般警察活動費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	節					
1 報 酬	324		324	189,717		189,717
2 給 料				5,601,979		5,601,979
3 職員手当等				5,063,977		5,063,977
時間外手当				1,195,119		1,195,119
特殊勤務手当				86,565		86,565
退職手当				791,127		791,127
その他の手当				2,843,530		2,843,530
児童手当				147,636		147,636
4 共 済 費				1,894,496		1,894,496
職員に係るもの				1,861,665		1,861,665
賃金に係るもの				32,831		32,831
5 災 害 補 償 費				11,185		11,185
6 恩給及び退職年金				19,620		19,620
7 報 償 費	554		554	58,156		58,156
8 旅 費	22,712		22,712	103,214		103,214
費用弁償	38		38	7,655		7,655
普通旅費	21,954		21,954	90,246		90,246
特別旅費	720		720	5,313		5,313
9 交 際 費				350		350
10 需 用 費	21,811	150	21,961	691,885	150	692,035
11 役 務 費	70,080		70,080	343,636		343,636
12 委 託 料	7,963		7,963	731,123		731,123
13 使用料及び賃借料	2,453		2,453	808,816		808,816
14 工 事 請 負 費		13,000	13,000	1,221,359	13,000	1,234,359
15 原 材 料 費						
16 公有財産購入費						
17 備 品 購 入 費	653		653	237,128		237,128
18 負担金、補助及び交付金	72		72	29,416		29,416
19 扶 助 費						
20 貸 付 金						
21 補償、補填及び賠償金				44		44
22 償還金、利子及び割引料				15		15
23 投 資 及 び 出 資 金						
24 積 立 金						
25 寄 付 金						
26 公 課 費				9,276		9,276
27 繰 出 金						
子 備 費						
計	126,622	13,150	139,772	17,015,392	13,150	17,028,542
財 源 内 訳						
国庫支出金	45,533	13,150	58,683	361,752	13,150	374,902
起 債				706,000		706,000
そ の 他	21,927		21,927	811,922		811,922
一 般 財 源	59,162		59,162	15,135,718		15,135,718

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 （警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 新型コロナウイルス感染症の感染の危険を伴う業務の特殊性に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 （1）職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって、人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>（2）（1）の防疫等業務手当の額は、業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</p> <p>（3）施行期日は、公布の日とし、令和2年2月1日から適用する。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 略

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給)</u></p> <p><u>8 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</u></p> <p><u>9 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- (手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故処理中に発生した事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 米子市 個人 乙 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金71,500円を甲に支払うものとする。 また、乙は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年4月11日 午前11時30分頃 イ 事故発生場所 米子市夜見町地内 ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、和解の相手方甲が運転する軽乗用自動車と和解の相手方乙の子が乗車する自転車とが衝突した交通事故現場に臨場した際に、同自転車を移動させて写真撮影するに当たり、同職員の駐輪方法が不適切であったため、同自転車が倒れ、隣に駐車してあった同軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

令和元年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

警察本部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国 支 出	庫 金	分 担 金 及 び 金	そ の 他		地 方 債
			円	円	円	円	円	円	円	円	
9 警察費	2 警察活動費	交通安全施設整備費	1,196,423,000	39,000,000		13,532,000				15,000,000	10,468,000
計			1,196,423,000	39,000,000	0	13,532,000	0	0	15,000,000	10,468,000	

令和元年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越し計算書

警 察 本 部

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国庫 支出金	その他	地方債		
9 警察費	1 警察管理費	警察職員費	円 1,322,970	円 0	円 1,322,970	円 1,322,970	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,322,970	警察官が儀式等に出席する場合に着用する礼服の購入について、新型コロナウイルスの影響により縫製工場の従業員が欠員状態となった結果、加工工程が遅延し、年度内の納品が困難となったもの。	
計			1,322,970	0	1,322,970	0	0	0	0	1,322,970			

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年5月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年5月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金109,615円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年2月3日 午後4時20分頃 イ 事故発生場所 米子市淀江町西原地内 ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、同車両の右後輪タイヤが破損し、路上に同タイヤの破片を剥落させたことにより、後方から進行してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車に同破片が衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 109,615円 うち、保険支払額79,615円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年5月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年5月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金229,900円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和元年12月24日 午後1時25分頃 イ 事故発生場所 米子市富士見町地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部刑事部組織犯罪対策課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、和解の相手方所有の軽乗用自動車に続いて信号待ちで停止していた際、ブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、前方で停止していた同車両に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 229,900円 うち、保険支払額199,900円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 64,460円 うち、県費支出額64,460円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解について (令和2年5月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年5月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 東伯郡北栄町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を3割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年1月15日 午後2時40分頃 イ 事故発生場所 東伯郡湯梨浜町大字上浅津地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部交通部運転免許課所属の職員が、公務のため小型特種自動車（教習車）を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 0円（相手方が損害賠償請求権を不行使） ・ 県側車両損害額 84,315円 うち、相手方からの賠償額59,021円、県費支出額25,294円